

2023年3月22日号

パートタイマーにも年休付与義務？

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol.63

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の山田でございます。

今回は「パートの年次有給休暇」についてご案内します。

働き方改革関連法が施行されてまもなく4年。その間に年休の消化義務は認知され一般化しました。“一般化”といっても正規職員にかかるものあって、パートタイマー等のいわゆる非正規雇用の年休への対応は後回しになっているような感もあります。そこで、本稿ではパートタイマー等の非正規職員への年休について取り上げてみます。

医療現場で欠員が生じた場合、残された職員への業務負荷は想像以上です。原因として、一人ひとりの役割が大きいということもありますが、そもそも代替要員を想定して人員計画を策定していないといった背景にも理由があります。限られた人員でギリギリの業務をこなす計画では、たとえ短時間パートであっても存在意義は大きくなってしまいます。このような状況下ではパートへの年休も対応もおろそかになってしまうのも当然かもしれません。しかしながら、前述の働き方改革関連法は一定のパートについても年休の消化義務の対象としていることから、「パートに年休はない」という昔前の概念は通用せず、法違反を問われてしまうことにもなり兼ねません。では、年休消化義務の対象となるパートタイマーとは、どのような条件の方なのでしょう？ここで再度確認しておきたいと思います。

要件は2つで、①6カ月間継続勤務②その6カ月間の全労働日数の8割以上を出勤した場合が付与の対象となります。パートタイマーなど、週所定労働時間が30時間未満で、かつ、週所定労働日数が4日以下、または1年間の所定労働日数が48日から216日までの労働者等、所定労働日数が少ない労働者は下記のとおり付与されることとなっています。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	雇入れ日から起算した勤続勤務期間（単位：年）						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
4日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

※これらの方には、パートタイマーであっても年5日の消化義務があります。

年次有給休暇とは、一定期間勤務した労働者に対して、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇です。有給休暇を取得できる環境が整うことにより、従業員の仕事に対する姿勢も良くなり、定着率も上がり、

最終的にはクリニックの満足度へも繋がっていくと考えられます。

「ワークライフバランス」の推進も必要とされる中、休みやすい職場づくりを目指し、有給休暇取得を促進していきましょう。

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
